

府 食 第 4 1 6 号
令和 5 年 7 月 10 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

令和 5 年 5 月 30 日付け厚生労働省発生食0530第 1 号をもって貴省から当委員会に意見を求められたメチルセルロースに係る食品健康影響評価について、令和 5 年 6 月 26 日開催の食品安全委員会添加物専門調査会（第 192 回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、令和 6 年 7 月末までに提出をお願いいたします。

なお、令和 6 年 7 月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

メチルセルロースの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	<p>メチルセルロースの使用基準改正に関する概要書（以下「概要書」という）の 2-1. (2) において、反応試薬及び副生成物として記載している塩化メチル並びに塩化ナトリウム及びメタノール（以下「3 物質」という）について、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 3 物質の管理の考え方及び残留量の実測値を提出すること。2) 使用基準改正後の添加物メチルセルロース由来の 3 物質の摂取量を説明すること。3) 1) 及び 2) を踏まえ、3 物質の食品健康影響について説明すること。	メチルセルロースの評価に必要なため。
2	<p>提出文献 4 (Informatics, Inc.: GRAS (Generally recognize as safe) food ingredients - Cellulose and derivatives, Prepared for Food and Drug Administration PB - 221 228. National Technical Information Service U.S. department of commerce, 1972) において引用されている次の資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• Knight, H. F., Jr., H. C. Hodge, E. P. Samsel, R. E. Delap, and D. D. McCollister. 1952. Studies on single oral doses of a high gel point methylcellulose. J. Am. Pharm. Assoc. 41(8):427-9.	同上
3	<p>上記 1 及び 2 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。</p>	同上